



平成 26 年 6 月 26 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 御 園 座
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 長 谷 川 栄 胤
(コード番号：9664 名証第 2 部)
問 合 せ 先 執 行 役 員 管 理 部 長 増 井 敏 樹
(TEL：052-222-8202)

債務超過解消による猶予期間の解除に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 3 月期において債務超過となって、株式会社名古屋証券取引所における上場廃止に係る猶予期間入り銘柄となった後、事業再生のための産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法で定める特定認証紛争解決手続（事業再生ADR手続）の成立等により、平成 26 年 3 月 31 日までの猶予期間の延長が承認されておりましたが、本日第 124 期有価証券報告書を東海財務局に提出した結果、平成 26 年 3 月期において債務超過を解消したことにより、猶予期間入り銘柄から解除されたもので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 対象となる法廷開示書類

第 124 期有価証券報告書（自 平成 25 年 4 月 1 日 至 平成 26 年 3 月 31 日）

2. 債務超過解消に至った経緯

当社は、平成 24 年 3 月期において債務超過となりましたが、平成 25 年 9 月 11 日を払込期日とする第三者割当増資により 1,671,437,500 円を資本金に組み込んだ結果、平成 26 年 3 月期において債務超過が解消されました。

3. 今後の見通し

平成 26 年 5 月 15 日公表の「平成 26 年 3 月期 決算短信 [日本基準] (連結) 1. 経営成績・財政状態に関する分析 (1) 経営成績に関する分析 (次期の見通し)」に記載のとおりであります

以 上